

令和5年10月5日

保護者様

東京中華学校

校長 王東生

## 季節性インフルエンザ感染症による出席停止について

日頃より学校保健活動にご協力賜り感謝申し上げます。

季節性インフルエンザ感染症は例年12月から3月にかけて流行しますが、現在、東京都内において急速な増加傾向がみられています。

本校における季節性インフルエンザ感染症による出席停止について、変更点を含め、改めてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

本校では、引き続き感染拡大防止に努めながら教育活動を実施してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の健康管理や病状快復にお努めいただきますようお願い申し上げます。

### 記

○学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間は『発症日を0日として5日間療養、かつ、解熱後2日を経過するまで』となります。(別紙参照)

○登校する際は、『出席停止解除願い』を保護者の方が記入の上、提出してください。

本校ホームページよりダウンロードと印刷が可能です。

○登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、医師の証明書の提出を求める場合があります。

○発症から10日経つまではマスクの着用をお願いします。

○季節性インフルエンザ以外の感染症で出席停止となった場合は、これまで通り『治癒証明書』の提出をお願いいたします。

以上

